

令和6年度 介護報酬改定 居宅介護支援
算定要件等の見直しのあった加算(処遇改善加算は除く)

加算名	変更事項(概略 主なもの)
入院時情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰについて 病院への情報提供を入院してから「3 日以内」としているところを「入院した日のうちに」に見直し。 ※入院以前の情報提供を含む ※営業時間終了後や営業日以外の日に入院した場合は翌日も含む ・Ⅱについて 病院への情報提供を入院してから「4 日～7 日以内」としているところを「入院した日の翌日又は翌々日」に見直し。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日も含む。
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際のケアマネの同席に加え、歯科医師の診察を受ける際の同席も算定可とする。
ターミナルケアマネジメント加算	加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断したのみに見直す
特定事業所医療介護連携加算	算定要件をターミナルケアマネジメント加算を1年間で「5 回以上算定していること」としているところを「15回以上」に見直し。
特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、多制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件に追加。 ・運営基準減算に係る要件を削除。 ・介護支援専門員が取り扱う一人当たりの利用者数について、45名未満(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満)とする。